

五 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号）

改正案	現行
<p>（流動資産に係る引当金の表示） 第三十一条 財務諸表等規則第二十条（第三項を除く。）の規定は、流動資産に属する資産に係る引当金について準用する。</p> <p>（有形固定資産の減損損失累計額の表示） 第三十四条 財務諸表等規則第二十六条の二（第四項及び第五項を除く。）の規定は、有形固定資産に対する減損損失累計額について準用する。</p> <p>（投資その他の資産に係る引当金の表示） 第三十八条 財務諸表等規則第三十四条において準用する財務諸表等規則第二十条（第三項を除く。）の規定は、投資その他の資産に属する資産に係る引当金について準用する。</p>	<p>（流動資産に係る引当金の表示） 第三十一条 財務諸表等規則第二十条の規定は、流動資産に属する資産に係る引当金について準用する。</p> <p>（有形固定資産の減損損失累計額の表示） 第三十四条 財務諸表等規則第二十六条の二（第四項を除く。）の規定は、有形固定資産に対する減損損失累計額について準用する。</p> <p>（投資その他の資産に係る引当金の表示） 第三十八条 財務諸表等規則第三十四条において準用する財務諸表等規則第二十条の規定は、投資その他の資産に属する資産に係る引当金について準用する。</p>